

北本市議会 令和5年9月定例会 概要報告

【一般質問編】北本市議会議員 桜井すぐる

件名1 安心安全な生活環境を守るための取組

- Q. 雑草が繁茂するなど管理不善状態の空き地について、北本市空き地環境保全に関する条例では、市は所有者又は管理者に対して適切に維持管理するよう指導、助言、勧告、命令ができることとなっている。実際にはどのように対応しているか。また、行政指導の実績は。
- A. 住民からの相談があった場合は現地確認、所有者調査、口頭・文書による適正管理の依頼を行っている。行政指導件数はR元・46件、R2・40件、R3・33件、R4・28件。
(要望) 対応を強化するため、雑草に加えて灌木(低木)を対象に加えたり、市による代執行ができるようにするなどの条例改正を検討していただきたい。
- Q. 所有者が、遠隔地にいる、高齢であるなど、自身で草刈りをするのが困難な場合には、所有者に代わって草刈りをする『雑草等除去委託制度(有料)』が本市にはある。草刈りだけでなく、樹木の剪定も委託できないか。
- A. 現状では面積当たりで単価を設定しているため、樹木剪定の委託は困難である。市内の業者等を案内したい。
(要望) 制度を見直し、利便性の向上を図ってください。
- Q. 民法が改正され、隣地から竹木が越境している場合に、越境された側の人でも簡易な手続きで伐採できるようになったが、手続きの詳細が示されておらず、実際にはどうしたらよいかわからない。伐採に必要な具体的な手続きを明らかにした上で、市民に周知すべきではないか。
- A. 現状では国からガイドラインが示されておらず、周知が難しい。詳細がわかり次第、周知する。
(要望) 待っていても国からガイドラインは示されない。市長会などを通じて県や国に働きかけていただきたい。

件名2 子どもの権利に関する条例の取組状況

- Q. 子どもの権利相談窓口への相談の状況は。
- A. 昨年10月から今年7月末までで延べ56件の相談があった(新規21件、継続35件)。相談方法は、電話20件、面談21件、手紙3件、相談フォーム12件。相談者は、本人8件、保護者28件、その他20件。内容は、いじめ、子育ての悩み、交友関係、教職員の指導など。
- Q. 子どもの権利の普及啓発の状況は。
- A. 子どもの権利相談については、小学校低学年向け、高学年向け、中学・高校生向け、一般向けの4種のパンフレットを作成。「4つの子どもの権利」と相談窓口を周知する

ため、クリアファイルを作成し、パンフレットとともに市内小中学校と北本高校の全児童生徒に配布した。また、市役所窓口や公共施設、学習塾、スーパーマーケットにポスター掲示した。子ども家庭総合支援会議や要保護児童対策地域協議会などでも研修会を行い、関係機関に周知を図った。広報きたもと9月号でも案内している。

- Q. 子どもの権利行動計画は現在策定中だが、どのように子どもの意見を聴いていくか。
- A. 策定に当たり小4~高3まで1650人を対象に市民意識調査を実施した。11月にはパブリックコメントも実施する。
(要望) 子どもが意見しやすいように工夫してほしい。

件名3 在留外国人人口の増加について

- Q. 在留外国人の国籍別人口の推移は
- A. 以下のとおり(各12月31日時点)

区分	H28末	R2末	R3末	R4末
総数	420人	645人	641人	792人
ベトナム	22人	145人	157人	235人
中国	133人	147人	145人	176人
フィリピン	78人	84人	82人	87人
韓国	52人	62人	60人	61人
その他	135人	207人	197人	233人

- Q. 外国人への対応の状況は。
- A. ごみが正しく分別されず収集されなかったケースがあったので、外国語版の案内や看板を作成した。今のところ市の窓口では大きな問題は生じていない。市民生活に影響が生じないよう、適切に対応してまいりたい。
- Q. 小・中学校における対応の状況は。
- A. 小学校に16名、中学校の3名の外国籍の児童生徒がいる。学習用タブレットで翻訳機能のあるアプリなどを活用するほか、日本語、英語、ジェスチャーなどでコミュニケーション支援を図っている。
- Q. 子どもや先生のサポートが必要ではないか。
- A. ボランティアスタッフの募集を行うなど、対応を進めているが、近隣では日本語指導教員や会計年度任用職員を配置し、サポートしている市町もある。安心して学習できる環境整備に努めたい。

一般質問で説明に使用した資料は私のホームページで公開しています。

